

2024年度

「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／定量化促進事業／JCM クレジット化支援・MRV 適用調査事業」  
に係る公募要領

2024年4月5日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 地球環境対策推進室

### 【受付期間】

2024年4月5日(金)～2024年5月17日(金) 正午 アップロード完了

### 【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出期限及び提出先（4）提出書類）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/qplpv5xqivda>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルの形式については、公募要領の指示に従ってください。

### 【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

2024 年度「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／  
定量化促進事業／JCM クレジット化支援・MRV 適用調査事業」に係る公募について  
(2024 年 4 月 5 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2024 年度「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／定量化促進事業／JCM クレジット化支援・MRV 適用調査事業」（以下、「本事業」という。）を実施する予定です。本件の受託を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

本件は、2024 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 件名

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／定量化促進事業／JCM クレジット化支援・MRV 適用調査事業

## 2. 調査事業概要

### (1) 背景／目的

我が国の温室効果ガスの排出量は、全世界の 3.1%程度（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、2020 年時点）であり、地球温暖化対策には、国内対策に加えて海外での取組みが重要です。2015 年 12 月に採択されたパリ協定を踏まえて我が国が 2021 年 10 月に国連に提出した「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」においては、温室効果ガスの排出量を 2030 年度において 46%削減（対 2013 年度比）という目標を掲げており、二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）については、「官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO<sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする」こととしています。また、2021 年 10 月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においても、「我が国の強みである技術力をいかして、市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を通じて、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国際展開を促進し、世界の温室効果ガス排出削減に最大限貢献する。あわせて、二国間クレジット制度（JCM）について、パリ協定 6 条に沿って、優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じてパートナー国における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、我が国の削減目標の達成にも活用する。これにより、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収を促進し、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献する。」と記載されています。さらに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（2022 年 6 月閣議決定）」においては、2025 年を目途にパートナー国を 30 か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速することとしています。

京都議定書では、先進国にのみ温室効果ガスの排出削減目標を課していましたが、パリ協定では、途上国も含めて各国が NDC を掲げ、脱炭素化の動きが加速しており、我が国の優れた低炭素技術・システムによる海外での温室効果ガス排出削減のポテンシャルは高まっています。2023 年 12 月にはアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合を開催し、我が国としてアジアの脱炭素化及び世界

の持続的な発展にパートナー国とともに貢献していくことを強調するとともに、そのなかで JCM の利活用も推進しています。

また、2023 年 3 月には環境省、経済産業省、外務省の連名で「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス」を策定しました。従来の政府支援による JCM プロジェクトに加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成を促進していくことが重要としており、日本国政府としてその実施のための支援を行うことが記載されています。

そこで本事業では、日本政府が推進する民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成等を念頭に、日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業を対象として、JCM 方法論を開発・適用し、当該事業の温室効果ガス排出削減量を検証するとともに、JCM のルールに則り所定の手続きを実施することで、我が国の JCM クレジット獲得を支援します。

## (2) 調査事業内容

JCM パートナー国において、日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業（以下、「対象事業」という。）を対象として、JCM 方法論を開発・適用し、対象事業の温室効果ガス排出削減量を検証し、また、JCM のルールに則り、下図の JCM のプロジェクトサイクルにともなう手続きや業務（以下、「提案事業」という。）を実施します。

<JCMのプロジェクトサイクル>



出典：二国間クレジット制度（JCM）の最新動向（2024年2月）

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/jcm/pdf/jp\\_Recent\\_Development\\_of\\_JCM\\_202402.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/pdf/jp_Recent_Development_of_JCM_202402.pdf)

本事業においては、両国政府により設置される合同委員会に対するProject Idea Note (PIN) の提出から、方法論の開発・提出、Project Design Document (PDD) の作成、JCMプロジェクト登録、モニタリング、第三者機関による妥当性確認や検証を経てクレジット発行申請を行うまでの一連の手続きについて、合同委員会が公表する各種規則、ガイドライン類、文書フォーマット等に従ってください。

### (3) 対象国

JCM パートナー国(\*)を対象とします。

ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除きます。事業の開始後にレベル2以上に引き上げられた場合で、レベル1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合があります。

なお、上記で対象となる国であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>) に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業に含まれている場合は本事業の対象外とします。

#### (\*)JCM パートナー国

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、UAE、キルギス、カザフスタン、ウクライナ  
(29カ国、2024年3月時点)

### (4) 対象案件

以下の要件を全て満たすものとします。

- ① JCM パートナー国において、日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業（対象事業）を対象とするものであり、かつ、日本の JCM クレジット発行が期待できるものであること。
- ② 対象事業が「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス」に記載される「日本国政府による JCM プロジェクトに対する資金支援事業」を活用しないプロジェクトであること。
- ③ エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する事業であること。（例えば、森林由来による二酸化炭素吸収のみに関する事業は対象外）
- ④ 対象事業が具体的かつ実現可能性の高いものであり、適切に実施計画が作成されていること（両国の実施体制、事業サイト等が特定されていること）。

- ⑤ 提案事業が具体的かつ実現可能性の高いものであり、適切に実施計画が作成されていること。
- ⑥ JCM のプロジェクトサイクルにおけるモニタリング期間を 2 年以上確保することが見込まれること。

本事業の実施にあたっては、原則として、対象事業を JCM プロジェクトとすることについて相手国企業等と書面による合意が形成されていることを採択の前提とします。

なお、提案が採択されたのちに、対象事業が両国政府により構成される JCM 合同委員会において JCM プロジェクトとして受理される見込みがないと判明した場合は、我が国の JCM クレジット獲得を支援するという目的が達成できないことから、採択を取り消す、無いし委託契約を解約することとします。

#### (5) 実施期間

NEDO が指定する日から原則 4 年以内

(ただし、契約期間は「二国間クレジット制度 (JCM) 等を活用した低炭素技術普及促進事業」の事業期間を超えることはできない)

#### (6) 事業規模

1 件あたり 1 億円以内 (税込)

#### (7) 採択件数

今回の公募では、事業予算の状況に応じて、採択基準を満たした案件を採択する予定です。

### 3. 応募要件

応募資格のある法人は、以下の全ての条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- ① 対象事業を運営する実施主体であること。(または、提案者の中に、対象事業を運営する実施主体を含むこと。)
- ② 提案者の中に、二国間クレジット制度 (JCM)、MRV 方法論、当該事業分野において深い知見を有し、調査実績を有する企業がいること。
- ③ 対象事業及び提案事業の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ④ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- ⑤ NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑥ 日本法人 (登記法人) であること。ただし、以下の条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとします。

i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。ただし、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDO が適当と認める日本法人の海外現地法人(\*)であること。

ii. 日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、提案事業の責任者となる幹事法人は日本法人であること。

iii. 国内代理人の選任

海外現地法人と NEDO の間の各種書類の授受、NEDO の検査及び評価等への対応のため、海外現地法人が共同提案者である日本法人を委託事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の委託事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

iv. その他

契約約款並びに契約決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、契約約款に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、契約約款に定める通貨は日本円とする。

なお、相互の意見の疎通を図るため、契約約款で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDO と外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

- ⑦ 企業等が単独で応募する場合は、対象事業の運営と提案事業の遂行の両方について十分な能力を有していること。
- ⑧ 複数の企業等が共同して本事業に応募する場合は、提案事業の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割の分担が明確化されていること。
- ⑨ NEDO 及び経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置等に該当していないこと。

(\*)現地の法制度等によっては、日本法人が議決権付株式の過半数を保有することが困難な場合があります。その場合、提案者たる日本法人が、会社法施行規則にある財務及び事業方針の決定を支配している法人又はそれに準じる法人であれば、⑥i. に示す条件を満たしていると判断します。

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2024年5月17日(金) 正午アップロード完了
--------------------------

※応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせします。

なお、NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 SNS : <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

## (2) 提出先

Web 入力フォーム : <https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/qplpv5xqivda>

## (3) 提出方法

- ・ (2) 提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑳を入力していただき、㉑・㉒をアップロードしてください。㉑にアップロードするファイルは、PDF 形式で1ファイルのみ、㉒でアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、(4) 提出書類の「提出書類チェックリスト (別添1)」に記載のファイル形式に変換の上、1つのファイルにまとめてください。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。
- ・ 提出された提案書を NEDO が受理した際には、提案書に記載された連絡担当者宛 (複数の企業等が共同で提案する場合は、幹事法人の連絡担当者宛) に提案受理のメールを送付いたします。

### ■入力項目

- ①提案事業名 (日本語)
- ②提案方式 (単独提案又は共同提案)
- ③幹事法人名称 (日本語)
- ④幹事法人連絡担当者氏名 (姓と名の間にスペース必要)
- ⑤幹事法人連絡担当者所属部署・職位名
- ⑥幹事法人連絡担当者所属住所
- ⑦幹事法人連絡担当者電話番号 (ハイフン (-) 不要)
- ⑧幹事法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑨共同提案法人名称 (日本語) (1)
- ⑩共同提案法人名称 (日本語) (2)
- ⑪共同提案法人名称 (日本語) (3)
- ⑫共同提案法人名称 (日本語) (4)
- ⑬対象国 (名称を記載)
- ⑭提案概要 (100文字以内)
- ⑮対象事業の低炭素技術・システムの特徴 (技術的なポイント) (300文字以内)
- ⑯利害関係者 (該当なしの場合は「なし」と記載) (※)
- ⑰提案事業 費用 (円単位を記載)
- ⑱対象事業で期待される JCM クレジット発行量 (t-CO<sub>2</sub>を記載)
- ⑲備考 (共同提案者が4者以上の場合はこちらに必要情報を記載)



⑳初回の申請受付番号（再提出の場合のみ該当）

㉑提案書要約・提案書（(4) 提出書類のうち、提案書要約（別添2）、提案書（別添3）をこの順番で1つのPDFにまとめてアップロード、最大100MB）

㉒その他提出書類（(4) 提出書類のうち㉑にて提出した以外の書類を1つのZipファイルにまとめてアップロード、最大100MB）

#### ※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①提案事業名、③幹事法人名称、⑨・⑩・⑪・⑫共同提案法人名称、⑭提案概要、⑮対象事業の低炭素技術・システムの特徴（技術的なポイント）を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。⑮対象事業の低炭素技術・システムの特徴（技術的なポイント）については、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑯利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

#### (4) 提出書類

- 提出書類チェックリスト（別添1）
- 提案書要約（別添2）
- 提案書（別添3）
- 提案事業積算内訳（別添4）
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添5）
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添6-1、6-2）

- 最新の代表者事項証明書の写し（履歴事項証明書、現在事項証明書でも可）
- 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書）の写し（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求められます。）

※必要に応じて、以下も併せて添付してください。

- 会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書。提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がない場合のみ。）
- 疑義文書（NEDOから提示した契約書雛形に疑義がある場合のみ）

**【中小／ベンチャー企業、又は非上場企業等で提案書に添付すべき書類・データが存在しない場合】**

- ・ 事業報告書や財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書）の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かるA4判4枚程度の説明資料を作成の上、提出すること。会社概要を事業報告書として提出することは認めません。
- ・ 財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出すること。

**【共同提案条件を満たす外国法人が提案者に含まれる場合】**

- ・ 会社案内・直近の事業報告書について、共同提案者の国内代理人のものと異なる外国法人自身の会社案内・事業報告書が英文、若しくは和文で存在する場合は提出すること。
- ・ 現地国法規制等により、外国法人の直近3年間の財務諸表の提出に条件が伴う場合は事前に公募事務局まで相談すること。

#### (5) 提案にあたっての留意事項

- 1) 提出書類は日本語で作成してください。
- 2) 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数回の提出があった場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 3) 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- 4) 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- 5) 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 6) 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- 7) 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- 8) 受理後であっても、応募要件を満たさないことが発覚した場合は、提案が無効となる場合があります。

ります。

9) 無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。

10) 「直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表」については、直近3年分をまとめて1つのPDFファイルにしてアップロードしてください。

## 5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、提案事業の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ただし、秘密保持の義務を遵守した上で、主務官庁である経済産業省に情報を提供することがあります。

## 6. 委託事業者の選定

### (1) 審査の方法について

- ① 外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ② 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に委託事業者を決定します。
- ③ 必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。
- ④ 特に採択審査委員会では、審査委員の前で短時間の発表と質疑応答をお願いする場合があります。複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきますので、日程の調整に御協力をお願いいたします。
- ⑤ 委託事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

### (2) 審査基準

#### <採択審査委員会の審査基準>

審査項目	審査ポイント
1) 要件審査 ・提案内容が公募要領に示された条件に合致していること。	① 提出書類に不備がないこと。 ② 提案内容が「2. 調査事業概要」の「(3) 対象国」の条件及び「(4) 対象案件」の要件をすべて満たすものであること。 ③ 提案者が「3. 応募要件」をすべて満たす法人であること。
2) 事業の内容 (1) 対象事業の低炭素技術・システムの妥当性	① 対象事業の低炭素技術・システムにより、温室効果ガス排出削減の効果が期待でき、その根拠が妥当であること。 ② 対象事業において、JCM ガイドラインに基づいた方法論を開発・適用でき、その根拠が妥当であること。
(2) 全体計画、実施方法、スケジュール、相手国の協力体制	① 対象事業の低炭素技術・システムによる温室効果ガス排出削減量の定量化と JCM クレジット化に向けた計画が適切に検討されており、実施方法（事業実施に必要な許認可取得等を含む。）及び実施

	<p>スケジュールが実現可能であること。</p> <p>② 相手国政府及び相手国企業等との協業で、JCM プロジェクトとして対象事業及び提案事業を円滑に推進する実施体制の構築が期待されること。</p>
(3) 温室効果ガス排出削減量及び JCM クレジット獲得の見通し	<p>① 対象事業において期待できる温室効果ガス排出削減量の見通しが明確であること。</p> <p>② 提案事業を実施することにより期待できる JCM クレジット獲得量の見通しが明確であること。</p>
(4) 提案者の事業遂行能力・実施体制	<p>① 対象事業及び提案事業を円滑に推進するために必要な専門的知見と実施体制を有していること。</p> <p>② 共同提案の場合は、提案者毎の役割分担が明確となっていること。</p> <p>③ 対象事業が提案者の経営計画に、明確に位置付けられていること。</p>
3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	<p>① 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)であること。</p>

※平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

#### <契約・助成審査委員会の選考基準>

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- 1) 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
  - 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
  - 調査の方法、内容等が優れていること。
  - 調査の経済性が優れていること。
- 2) 当該調査等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  - 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
  - 当該調査を行う体制が整っていること。
  - 経営基盤が安定していること。

なお、委託予定先の選考にあたって NEDO は、以下の点を考慮します。

- ① 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。

- ② 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- ③ 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- ④ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

### (3) 委託事業者の公表及び通知について

#### 1) 採択までのスケジュール

公募開始から採択までのスケジュールは、以下を予定しています。

2024年

4月5日(金)	:	公募開始
5月17日(金) 正午	:	公募締め切り
6月下旬(予定)	:	採択審査委員会(外部有識者による審査)
7月上旬(予定)	:	契約・助成審査委員会
7月中旬(予定)	:	採否決定及び通知、公表
8月ごろ(予定)	:	契約

#### 2) 採択結果の公表等について

採択した案件(実施者名、事業名等)は、NEDOのウェブサイトで公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### 3) 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公表します。

#### 4) 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

#### 5) その他

NEDOと委託事業者との「調査委託契約」締結に当たり、当該調査の実施計画書を提出していただきます。調査内容・調査工程・調査費用は、採択後委託事業者と協議の上、変更することがあります。

なお、実施計画書と提案書の内容に著しい不整合があった場合は、採択を取り消すことがあります。

また、十分な調査期間を確保するため、調査委託契約締結手続きについては採択通知から概ね2ヶ月以内に完了するよう取り進めることとなりますので御留意ください。

## 7. 留意事項

### (1) 基本計画の有効期間

2024年3月現在、本事業の基本計画の有効期間は2027年度末までであり、2028年度以降の本事業

の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

(2) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(3) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(4) 事業実施途中における実施体制の変更について

提案事業の実施体制は、提案時に提示されたものを原則とします。提案内容の主たる部分について、途中で新たな委託事業者を加えることは認められません。

(5) JCM 制度に係る手続きについて

JCM 制度の一連の手続きについては、日本と対象国の合同委員会が公表する各種規則、ガイドライン類、文書フォーマット等に従い、実施して下さい。委託事業者には提案事業の期間に生じた温室効果ガス排出削減量分のクレジットについて、発行申請を行っていただきます。

(6) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 6-1 及び 6-2）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認票を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(7) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費

の不正な使用等の対応に関する指針(\*1)」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達(\*2)」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(\*1) 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(\*2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への

応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (8) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針(\*3)」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達(\*4)」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(\*3) 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(\*4) 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

##### 1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。



2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(9) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(10) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制(\*)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(\*)我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に(a)炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と(b)リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型(\*)に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・

メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(\*)非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(\*)。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

(\*)輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- ④ 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス(入門編)  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri\\_03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri_03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

#### (11) 重複および過度な集中の排除

国(国立研究開発法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)において、過去実施した事業、又は現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の内容と判断された場合、また、同一の提案者に配分される補助金、委託費等の全体が、効果的、効率的に使用できる

限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であると判断された場合、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

#### (12) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託事業者について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。

### 8. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を以下の日程によりオンラインにて開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席を希望する場合は、2024年4月10日(水)までに以下の参加申込 URL からご登録ください。

【オンライン開催】

日時：2024年4月12日(金) 13時30分～14時30分

参加申込 URL：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/b181mxap7d5>

登録期限：2024年4月10日(水)

アクセス方法等は、ご登録いただいた方に別途メールにて2024年4月11日(木)午後までに連絡いたします。

### 9. 問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部地球環境対策推進室

担当者：水口、中尾、塩沢、平田

TEL：044-520-5185

E-mail：[askjcm@ml.nedo.go.jp](mailto:askjcm@ml.nedo.go.jp)

※原則、E-mailにてお問い合わせください。

※休日・祝日にお問い合わせいただいた事項は、営業日に返答させていただきます。

### 10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyou.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html)

#### 関連資料

基本計画

2024 年度実施方針

公募要領（本紙）

仕様書（ひな形）

別添 1：提出書類チェックリスト

別添 2：提案書要約

別添 3：提案書

別添 4：本事業積算内訳

別添 5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 6－1・6－2：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

契約にかかる情報の公表について

以上